

令和元年 10 月 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会長常任理事
長 島 公 之

令和元年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて
（消費税率引き上げに伴う取扱い）

健康保険診療報酬点数表等の改定（令和元年 10 月 1 日実施）に伴い、労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、令和元年 9 月 20 日付（保 130）F によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 10 月 1 日の診療より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとなりますのでご連絡申し上げます。

なお、今回の労災改定の概要としましては、①初診料 3,820 円（3,760 円から 60 円引き上げ）※健保点数表の初診料の注 5 のただし書に該当する場合の初診料については、1,880 円から 1,910 円に引き上げ、②再診料 1,400 円（1,390 円から 10 円引き上げ）※健保点数表の再診料の注 3 に該当する場合の再診料については、690 円から 700 円に引き上げ、となっております。

貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。